

第30回八幡市農業委員会議事録

令和5年1月6日（金） 午後2時00分

八幡市役所分庁舎2階 会議室A

八幡市農業委員長 長村 信幸

前書は令和5年1月6日開催の第30回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（辻 典彦） _____

署名委員（奥村 芳治） _____

案 件

議案第91号	農地法第3条許可申請審議の件
議案第92号	非農地証明願承認の件
議案第93号	2アール未満の農業用施設の届出について
議案第94号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用確認の件(出口)
報 告	農地法第4条届出書について
報 告	農地法第18条の6項の規定による合意解約通知書について
報 告	生産緑地のあっせん依頼について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

欠 席
吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	

欠 席
堀口 雅智

事務局

小坂 富美子 梶浦 靖人 石原 毅之

議長 (長村会長) ただ今より、第30回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
 本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立しております。
 本日の会期はただいまの時間から午後5時までとします。
 議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号14番 辻 典彦委員と議席番号1番 奥村 芳治委員にお願いします。

議長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第91号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里安居芝、地目は田、面積472㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 (法説明) 譲受人である○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興部会長	<p>ただ今の案件につきまして、12月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第91号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。 次に「議案第92号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 願出物件の所在 八幡園内 地目は田、面積201㎡外2筆 願出人 ○○○○氏 (説 明) 本件につきましては、昭和55年度より宅地として使用しているため非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。</p>

議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、12月26日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第92号 非農地証明願承認の件」は、承認することといたします。
議 長	続きまして、「議案第93号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題とします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 届出物件所在 野尻正畑 地目は田 面積65㎡ 外1筆 願出人 ○○○○氏 (説 明) 本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する2アール未満の農業用施設であります。 承認については、問題ないものと考えます
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、12月26日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第93号 2アール未満の農業用施設の届出について」は承認することといたします。
議 長	続きまして、「議案第94号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用確認の件(出口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 特例を受けている農地の所在 八幡小松 地目は田、 面積1,131㎡ 外3筆

	<p>相続人 ○○○○氏 (説明) 本件は、納税猶予の期間が20年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございます。当該地はそれぞれ農地として良好に管理されており問題はありません。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興部会長	<p>ただ今の案件につきまして、12月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、議案第94号「相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」につきましては、承認することといたします。</p>
	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局報告) 「農地法第4条届出について」 届出物件の所在 八幡安居塚 地目は畑 面積821㎡外1筆 届出人 ○○○○氏 外1人 転用目的 資材置場</p> <p>農地法第4届出書は、資材置場の転用目的で令和4年11月8日に届出があり、11月22日付で受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第18条の6の規定による合意解約通知書について」</p> <p>「生産緑地のあっせん依頼について」 八幡大芝他5筆につきまして、30年の期間満了により所有者から市の方へ買取り申し出をされましたが、市は物件を買い取らない旨を本人に通知されると同時に、生産緑地法第17条の2の規定によりまして、本委員会にあっせん依頼があったものでございます。 今後、農地取得を希望される農家がおられる場合は、事務局にお問い合わせいただきたいと思います。</p>
議長	<p>最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第30回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>

